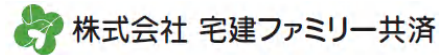


平成 30 年 9 月 3 日

平成 30 年 8 月 30 日からの大雨による災害により
被害を受けられた皆さまへ



平成 30 年 8 月 30 日からの大雨による災害により
被害を受けられた皆さまへ、心よりお見舞い申し上げます。

お客さまからの被害についてのご連絡を下記窓口で承っておりますので、ご案内申し上げます。

宅建ファミリー共済 事故受付センター
フリーダイヤル 0120-0810-75
24 時間・365 日受付

災害救助法適用地域にお住まいのご契約者の皆さまへ

弊社では、平成 30 年 8 月 30 日からの大雨により災害救助法が適用されたことに伴いまして、適用地域のご契約者の皆さまを対象に継続（更新）契約の「契約手続き」ならびに「保険料のお支払い」につきまして、一定期間の猶予を設ける等の特別措置を実施いたします。本措置の適用をご希望されるお客さまは、下記窓口までお申出ください。

※災害救助法適用都道府県（適用市町村）は下記をご参照ください。

宅建ファミリー共済本社 お客様専用窓口
フリーダイヤル 0120-0810-56
受付：平日 9 時～17 時（土日祝日を除く）

災害救助法適用 都道府県	適用市町村	法適用日
【山形県】	新庄市 最上郡最上町 最上郡舟形町 最上郡真室川町 最上郡大蔵村 最上郡鮭川村 最上郡戸沢村	8月31日

以上